

「総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例」案の概要

1 条例制定の経緯

高梁川において、平成30年7月豪雨と同規模の出水による災害を防止するため、築堤や輪中堤の整備などの治水対策事業が県により進められているが、事業実施にあたっては、治水対策の事業効果を維持するため、浸水が想定される地盤高さ以下において水害対策を講じていない建築物が建てられないよう規制が必要とされている（土地利用規制の取組は治水対策事業の要件である）。

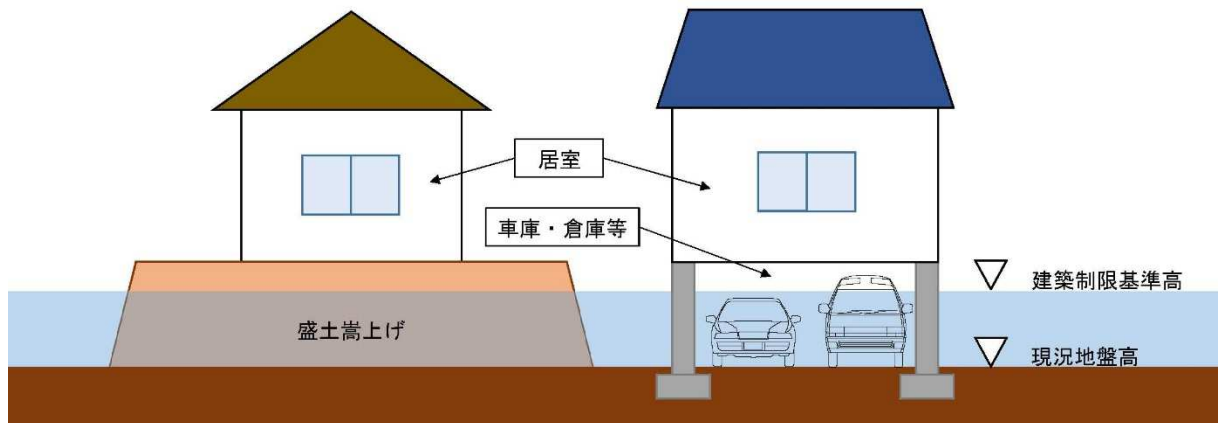
連続堤防の場合、外水は河川区域内を流れるため河川法で土地利用が規制されるが、輪中堤の場合、輪中堤の外側の民地部分は浸水が想定されるものの河川法で規制されないため、将来的に宅地化し、新たな浸水被害が生じる事態を防止することを目的として、市が建築基準法第39条の規定（災害危険区域の指定）に基づく条例を制定し、条例に基づき災害危険区域の指定を行い、住民の安全を確保するものである。

2 条例の概要

○建築物の建築の制限

災害危険区域内で、居室を有する建築物は、次のいずれかでなければ、建築してはならない。

- (1) 建築制限基準高（平成30年7月洪水と同等の規模の出水による人家等浸水被害を防止するため、河川管理者が整備する堤防高を踏まえ、市長が定める高さをいう。以下同じ。）より上の部分に建築物の地盤面を有する建築物
- (2) 建築制限基準高より下の部分の構造（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部を言う。）を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、かつ、この部分に居室を有さない建築物
- (3) 建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物又は仮設建築物



3 スケジュール（案）

- 令和4年6月～ 地区ごとに順次地権者説明会開催
- 令和4年9月 パブリックコメント実施
- 令和5年2月 条例案上程

4 災害危険区域の範囲

日羽（柳谷）の一部、下倉（下村）の一部、下倉（槻）の一部